

第二十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「ほか、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を、「相当する額」の下に「（以下「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額（その額が二万円を超えるときは二万円、その額が二万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあつては差額相当額が三万円を超える場合に限りその超える額」を加える。

附則第十一項中「附則第十三項」を「次項」に改める。

附則中第十二項を削り、第十三項を第十二項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（人事委員会への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例及び徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 次に掲げる条例の規定中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改める。

- 一 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百十七号）附則第二項及び第四項
- 二 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十五号）附則第十三項

提案理由

平成二十五年十月十六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について、平成十八年四月一日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。